

国立大学法人岡山大学におけるエネルギーの使用の合理化等に関する取組方針

[平成23年3月7日学長裁定]

改正 平成27年4月1日

国立大学法人岡山大学におけるエネルギーの使用の合理化等に関する規程（平成22年岡大規程第31号。以下「規程」という。）第4条第2項の規定に基づき、国立大学法人岡山大学（以下「法人」という。）におけるエネルギーの使用の合理化等に関する取組方針（以下「取組方針」という。）を次のとおり定める。

1. エネルギーの使用の合理化に関する目標

エネルギーの使用の合理化にあたっては、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成21年経済産業省告示第66号。以下「判断基準」という。）及びその他法に基づく告示等に掲げる諸基準を遵守するとともに、設置している団地におけるエネルギー消費原単位（延床面積を基準とする）及び電気の需要の平準化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要平準化評価原単位」という。）を管理し、技術的かつ経済的に可能な範囲でエネルギーの使用の合理化等に関する取組を推進することにより、法人全体又は団地ごとに、エネルギー消費原単位又は電気需要平準化評価原単位を中長期的にみて、年平均1パーセント以上低減させることを目標とする。

2. エネルギーの使用の合理化等に関する取組

エネルギーの使用の合理化等にあたっては、必要に応じて行動計画を策定し、次の取組を行うこととする。

- (1) エネルギーの使用実態及び使用の合理化に関する取組状況の把握
- (2) エネルギー管理体制の充実
- (3) エネルギー管理に関する有資格者の養成
- (4) エネルギー管理に関する方針等の周知及び教育
- (5) エネルギー消費効率の優れた施設設備の整備
- (6) 電気を消費する機械器具等の稼働時間変更
- (7) エネルギーの使用の合理化等を推進するための資金確保及び制度の検討
- (8) その他エネルギーの使用の合理化等にあたって必要な取組

3. 設備の新設及び更新に対する方針

設備の新設及び更新にあたっては、法及び判断基準等を遵守するとともに、本学のエネルギー管理標準に従い、目標の達成に向けて技術的かつ経済的に可能な範囲で、エネルギー消費量の低減効果及び電気需要平準化効果等を踏まえて、次に掲げる措置を検討するものとする。

- (1) エネルギー消費効率が優れ、かつ効率的な使用が可能となる設備の導入
- (2) エネルギーの使用制御等に関する付加設備の導入
- (3) エネルギーの効率的な利用を図るための施設の改修等
- (4) 電気需要平準化に資する設備等の導入

4. 取組方針の取り扱い

規程第4条第3項に定める取組方針の遵守状況の確認と評価、評価結果が不十分である場合の改善及び同条第4項に定める取組方針及び遵守状況の評価方法の定期的な精査については、毎年度、環境マネジメント委員会で審議することとする。

附 則

この取組方針は、平成27年4月1日から施行する。